

## ★ 2027年3月末まで期限延長！適用要件見直しも『中小企業経営強化税制』

～どちらが有利？「税額控除10%」と「即時償却」－制度の概要を押さえましょう！～

### ◆ はじめに ～中小企業経営強化税制とは？～

青色申告書を提出する中小企業者等が、2027年3月31日までの期間に、認定を受けた「**経営力向上計画**」に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、**即時償却**又は**取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除**を選択適用することができる制度です。

2025年3月末としていた期限を、2年間延長し2027年3月末までとなりました。

令和7年度税制改正により各要件の見直しと拡充がされます！

設備の目的に応じて3種類の類型があります！※C類型は改正で廃止されました。

類 型	A類型	B類型	D類型
	生産性向上設備	収益力強化設備	経営資源集約化設備
要 件	生産性が旧モデル比、年平均1%以上改善 【生産性の指標の見直し】	投資収益率が年平均 7%以上の投資計画	修正ROA(総資産利益率)または有形固定 資産回転率が一定以上上昇する設備
対象設備	建物附属設備(60万円以上)、機械装置(160万円以上)、工具・器具備品(各30万円以上)、ソフトウェア(70万円以上)		
確認要件	工業会等または経済産業局の確認(認定経営革新等支援機関のサポート)		
税制措置	即時償却 または 税額控除10%(資本金3,000万円超は7%税額控除)		
控除上限	中小企業投資促進税制と合わせて法人税額×20%(1年間繰越し可)		

### ◆ さいに…

設備投資の際、補助金を活用される社長が多いですが、**意外に漏れて**しまうのが、優遇税制の活用(「経営力向上計画」の作成)です。設備の取得前にお早めにご相談ください！なお、既に設備を取得してしまった場合でも優遇税制の活用を諦めず、お早めにご相談下さい。

### 適用されるための3つの条件

- ✓適用には経営力向上計画の策定が必要
- ✓中小企業者であること
- ✓対象となる事業内容の確認(電気業、熱供給業、水道業、娯楽業(映画業を除く)などは対象外)



### 受けられる税制措置

#### 税額控除10%

即時償却と比べて最終的にかかる納税額が減る可能性が高くなっています。

#### 即時償却

かかる金額を一括して処理できるため、その年の法人税の課税対象となる所得をおさえられます。

